

指名停止措置の公表

1. 指名停止措置業者名及び所在地

商号及び名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地
株式会社トーニチコンサルタント	代表取締役 横井 輝明	東京都渋谷区本町一丁目13番3号

2. 指名停止措置期間

開始日	終了日
令和8年1月9日	令和8年5月8日 (4月)

3. 指名停止措置理由

遅くとも令和3年2月19日以降、東海旅客鉄道株式会社ほか4者と共に、特定地方公共団体等が発注する、特定跨線橋点検業務の競争入札等に際し、予め事前に受注予定となる事業者を取り決め、それ以外の者が競争入札等に参加しない若しくは競争入札等を辞退する又は受注予定者が定めた入札価格等よりも高い入札価格等を提示する手法により、受注予定者が受注できるよう不当に競争を制限していたことが、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するとして、令和7年12月19日に公正取引委員会より排除措置命令と課徴金納付命令を受けたため。

南国市建設工事等指名停止措置要綱第1条規定の別表第2の第6号(県外における独占禁止法違反行為)

同要綱の取扱い別表第2関係2の(3)(県外における独占禁止法違反行為)